

7文科科第671号
令和8年1月16日

国 立 教 育 政 策 研 究 所 長
科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 研 究 所 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 センター 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 日 本 学 術 振 興 会 理 事 長
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 関 係 研 究 開 発 法 人 の 長

殿

文 部 科 学 省
科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 局 長
西 条 正 明

高 等 教 育 局 長
合 田 哲 雄

研 究 振 興 局 長
淵 上 孝

研 究 開 発 局 長
坂 本 修 一

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の周知
及び研究インテグリティの確保に係る取組の徹底について（依頼）

昨今、研究活動のオープン化・国際化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保が求められ、各研究機関、資金配分機関及び大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人（以下「研究機関等・大学等」という。）において、取組が進んできているところです。

こうした中、国が支援を行う研究開発プログラムについて、どのような技術流出防止策及びリスクマネジメントが必要になるのかを記載した「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける

る対応～」（経済安全保障法制に関する有識者会議提言、令和6年6月4日）を踏まえ、経済安全保障上の重要技術に関して、国際協力の推進と不正流用や技術流出のリスク管理の両面からの検討が必要となっていること、また、主要国も研究セキュリティの取組を推進していることから、オープンで自由な研究環境を確保しつつ、多様な国際パートナーとの共同研究を推進するため、令和7年4月に内閣府が「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」を設置し、研究機関がリスクマネジメントを実施する際に参考する「手順書」について議論を行い、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月26日公表）が策定されました。

令和8年度からは、国の競争的研究費のうち、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして指定される「特定研究開発プログラム」¹を実施する各資金配分機関及び特定研究開発プログラムに応募する研究者が所属する研究機関においては、本手順書に基づいたリスクマネジメントが求められることとなります。なお、特定研究開発プログラムについては、各公募要領において、対象プログラムである旨を記載することとされています。

この研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書の取組は、従来行われてきた研究インテグリティの確保に係る取組の徹底の上に、研究セキュリティの確保に関する取組を構築するものです。特定研究開発プログラム以外の研究活動については、こうした動向も踏まえながら、従来どおり、各研究機関等・大学等において、安全保障貿易管理の法令順守をはじめとした技術流出防止や、利益相反・責務相反への適切な対応とともに、研究インテグリティ確保に係る取組による自律的なリスクマネジメントを徹底することが重要となっておりますので、研究インテグリティ確保に係る取組の一層の徹底をいただくとともに、関係者にも周知いただきますようお願いします。

文部科学省としても、各種の説明会等において研究者並びに大学及び公的研究機関に対して引き続き周知・連絡を図るとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行うよう取組を進めてまいります。令和7年4月には、大学等向けの研究セキュリティ相談窓口を設置しております。この相談窓口は、大学等における研究インテグリティ確保の取組としての自律的なリスクマネジメントに関する相談についても、学内で一定の検討をした上で、対応に悩んだ際に、政府のアドバイスを希望する場合に、相談いただける窓口です。相談の際には、学内の担当部署から、学内の検討の状況などを含めて相談いただくこととしています。詳細については、令和7年4月10日付通知「文部科学省研究セキュリティ相談窓口の設置について」を参照ください。

なお、毎年度ご協力いただいている研究インテグリティの確保に係る取組状況のフォローアップ調査についても、令和7年度の調査結果を先般公表したところであり、研究機関等・大学等において、体制を整備している割合が着実に増加していることが示されました。また、文部科学省ウェブサイトでは、令和6年度文部科学省委託事業においてとりまとめた、研究インテグリティヒヤリハット事例集（研究インテグリティ確保の観点を中心とした大学等における研究活動のリスク事例集）や、過年度の文部科学省・内閣府の委託事業の成果として研究インテグリティの体制整備等に役立つ調査結果を公

¹ 成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があり、経済安全保障上の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、研究プログラムの所管府省が、内閣官房国家安全保障局、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局指定）の確認を経て指定するもの。

表しています。加えて、令和7年度文部科学省委託事業において、国内の大学等で共通的に活用されることを想定した、研究インテグリティ・研究セキュリティについての研究者向け研修教材を作成しているところであり、研究機関・大学等に今後提供する予定です。

これらの情報も活用いただきながら、研究機関等・大学等におかれても、研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書への対応を含め、引き続き、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に係る取組を徹底していただくようお願いします。なお、個別の相談・質問については、下記の連絡先に記載の問合せフォームまで連絡ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いします。

【別添資料】

- 「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の策定について（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）
- 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（内閣府「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」）
https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf
- 令和7年4月10日付通知「文部科学省研究セキュリティ相談窓口の設置について」（7文科科第54号）
https://www.mext.go.jp/content/20250424-mxt_kagoku-000039402_1.pdf

【参考】

- 文部科学省「研究インテグリティ・研究セキュリティ」ウェブサイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html
- 令和7年度フォローアップ調査結果概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/followup.html

【本件連絡先】

文部科学省科学技術・学術政策局国際研究開発政策課
電話 03-5253-4111（内線3996、3989）
メールアドレス kagoku@mext.go.jp
問合せフォーム <https://forms.office.com/r/JubWqFPM1U>